

「社会福祉法人会計基準」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正案について

1. 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)の一部改正案: **別紙1**
2. 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の一部改正案: **別紙2**

※ 支払超過差額の科目の設定については、他の非営利法人(公益法人、学校法人等)での会計基準における科目設定の動向も踏まえて、改めて検討する。

社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令(案)

○ 社会福祉法人会計基準（平成二十八年厚生労働省令第七十九号）

改正後	現 行
<p>第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p><u>十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要</u></p> <p><u>十六</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び<u>第十六号</u>に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>	<p>第二十九条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>十五</u> （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び<u>第十五号</u>に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、同日前に開始する会計年度に係る計算関係書類の作成については、なお従前の例による。

○「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部は改正部分)

改正後	現 行
<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日</p> <p><u>最 終 改 正</u> <u>子 発 〇 〇 第 〇 号</u> <u>社 援 発 〇 〇 第 〇 号</u> <u>老 発 〇 〇 第 〇 号</u> <u>令 和 2 年 〇 月 〇 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>	<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 2 8 年 3 月 3 1 日</p> <p>最 終 改 正 子 発 0329 第 11 号 社 援 発 0329 第 33 号 老 発 0329 第 17 号 平成 31 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p>

別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

1～19 (略)

20 組織再編について(会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係)

(1) 組織再編において複数の組織が結合する場合、存続する又は新たに発生する組織(以下「結合組織」という)は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。

ア 結合の当事者のいずれもが、いずれの組織も事業の支配を獲得したと認められない結合(以下「統合」という)

イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合(以下「取得」という)

(2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織(以下「被結合組織」という)の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。

(4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。

(5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。

ア 合併の注記

① 合併の概要

合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類(吸収合併又は新設合併)並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている合併消滅法人の事業の業績の期間

④ 譲り受けた資産及び負債の額並びにその主な内訳

⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容

イ 事業の譲受けの注記

① 事業の譲受けの概要

事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けた事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日

② 採用した会計処理

③ 計算書類に含まれている譲受けた事業の業績の期間

④ 譲り受けた資産及び負債の額並びにその主な内訳

ウ 事業の譲渡の注記

① 事業の譲渡の概要

別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」

1～19 (略)

(新設)

<p><u>事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡た事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日</u></p> <p><u>② 採用した会計処理</u></p> <p><u>③ 計算書類に含まれている譲渡た事業の業績の期間</u></p> <p><u>④ 譲り渡した資産及び負債の額並びにその主な内訳</u></p> <p><u>21～23</u> (略)</p> <p><u>24</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>16</u>号関係）</p> <p><u>25・26</u> (略)</p> <p>別紙1 計算書類に対する注記（法人全体用） 1～14 (略)</p> <p><u>15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け</u></p> <p><u>16</u> (略)</p> <p>別紙2 計算書類に対する注記（A里拠点区分用） (略)</p> <p>別紙3 (略)</p> <p>別紙4 (略)</p>	<p><u>20～22</u> (略)</p> <p><u>23</u> その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項について（会計基準省令第29条第1項第<u>15</u>号関係）</p> <p><u>24・25</u> (略)</p> <p>別紙1 計算書類に対する注記（法人全体用） 1～14 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>15</u> (略)</p> <p>別紙2 計算書類に対する注記（A里拠点区分用） (略)</p> <p>別紙3 (略)</p> <p>別紙4 (略)</p>
--	--